

特定建設作業実施届について

1 届出が必要な建設作業

騒音規制法、振動規制法、県条例(環境の保全と創造に関する条例)による特定建設作業を行うとき。

(1)騒音規制法、県条例: P.3 参照

(2)振動規制法、県条例: P.4 参照

2 届出が必要な地域: 福崎町は全域が指定地域になっています。

3 規制基準: P.5 参照

4 届出手続

- | | |
|----------|--|
| (1)届出義務者 | 建設作業を施工する元請業者 |
| (2)届出期限 | 作業開始の7日前まで ⇒ 届出日から作業開始日までの間を7日空ける
(例えば7月10日から作業開始の場合には、7月2日までに届け出る) |
| (3)届出用紙 | 福崎町住民生活課環境保全係、または福崎町公式ホームページ |
| (4)届出書類 | ①特定建設作業実施届出書
②建設工事工程表(内特定建設作業期間がわかるように)
③工事現場及び付近見取り図
④バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー(掘削機械)を使用される場合は、種類ごとに機械のカatalog(仕様の部分)の写し
⑤工事現場内の施設配置図(県条例の届出の場合) |
| (5)提出部数 | 正本1部と副本1部 |
| (6)届出先 | 福崎町住民生活課環境保全係 |

5 その他

(1)作業開始日のうちに作業が終了するものは、届出不要(特定建設作業から除く)

(2)特定建設作業における届出の仕組みは P.2 参照

* 作業にあたって注意していただきたいこと

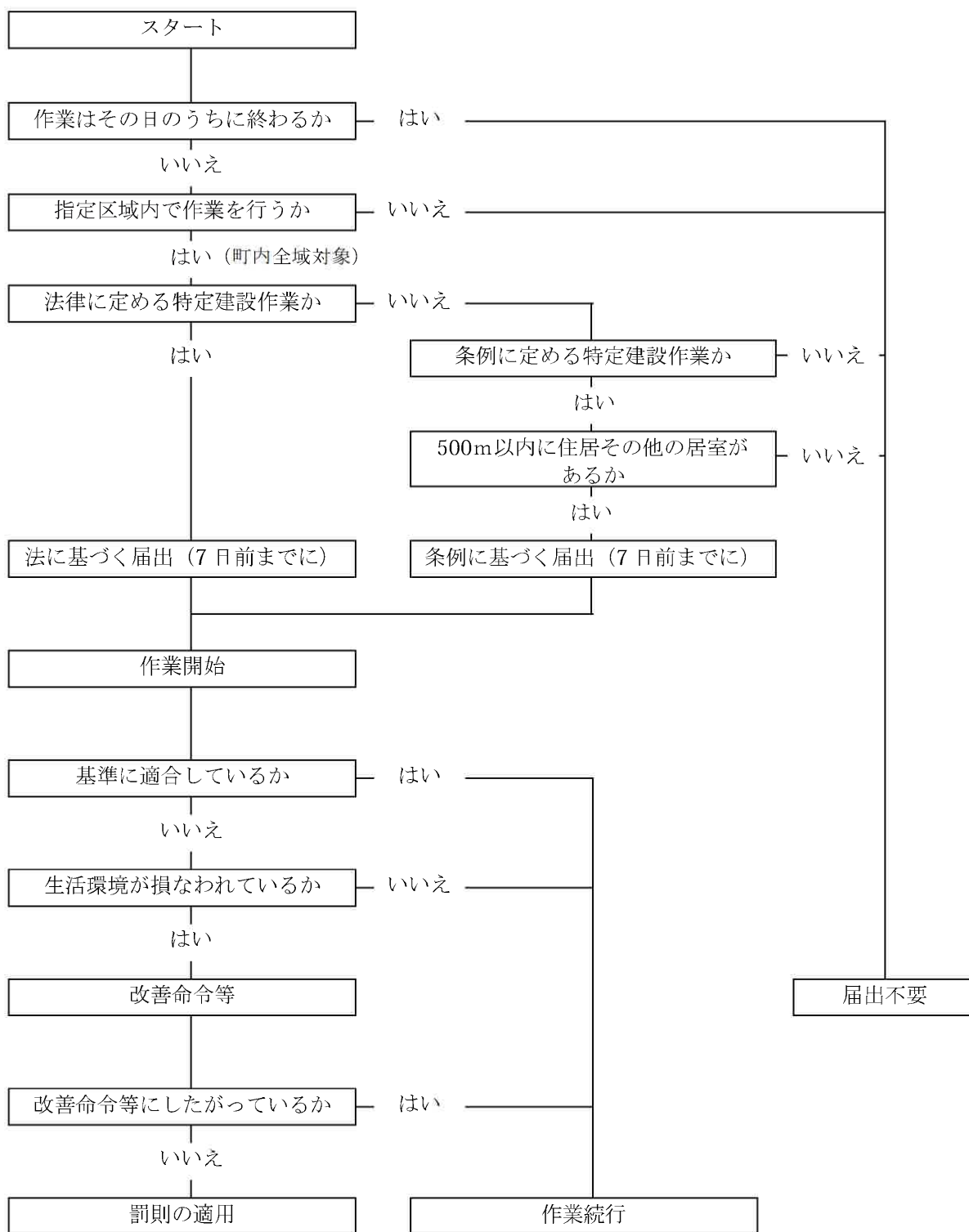
① 工事計画の策定にあたっては、現地周辺の状況を調査の上、低騒音・低振動型の機械を採用してください。

② 苦情があった場合には、誠意をもって対応してください。特に静穏な住居地域内での建設工事には、近隣住民に配慮(作業内容の事前説明等)して作業をしてください。

* 届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等、法律や条例の規定に違反した者に対しては、罰則が適用されることがあります。

◎連絡先 福崎町住民生活課環境保全係 TEL 0790-27-8604 (直通)

特定建設作業 騒音・振動に係る届出の仕組み



騒音に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	騒音規制法 項番号	県条例 項番号	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 (アースオーガーと併用する作業を除く)	1 ◎	1	もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜き機を除く。
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 (アースオーガーと併用して作業する場合)	—	1 ◎	もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜き機を除く。
びょう打機を使用する作業	2 ◎	2	
さく岩機を使用する作業	3 ◎	3	作業地点が連続的に移動する作業で、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を越える作業を除く。
空気圧縮機を使用する作業 (削岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 ◎	4	電動機を使用するものを除く。原動機の定格出力が 15kw(20ps) 以上のものに限る。
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業	5 ◎	5	コンクリートプラント(混練容量が 0.45 m ³ 未満のもの)、アスファルトプラント(混練重量が 200 kg未満のもの)、モルタル製造用を除く。
バックホウを使用する作業	6 ◎	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が 80kw(108ps) 以上のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	7 ◎	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が 70kw(95ps) 以上のものに限る。
ブルドーザーを使用する作業	8 ◎	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する物を除き、原動機の定格出力が 40kw(54ps) 以上のものに限る。
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業(規制法の対象外となる掘削機械を使用する場合)	—	6 ◎	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む。
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物解体作業、又は動力、火薬、若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	7 ◎	

注: ◎のついている方の様式で届出してください。

騒音規制法……様式第9、環境の保全と創造に関する条例……様式第15号(第16条関係)

振動に係る 特定建設作業

特定建設作業の種類	騒音規制法 項番号		県条例 項番号		備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	1	◎	1		もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜き機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	2	◎	2		
舗装版破碎機を使用する作業	3	◎	3		作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50m を越える作業を除く。
ブレーカーを使用する作業 (手持ち式のものを除く。)	4	◎	4		

注：◎のついている方の様式で届出してください。
振動規制法……様式第9

騒音・振動の基準

項目		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音または 振動の大きさ	基準値	85 デシベル	75 デシベル	－
	測定位置	敷地境界		
作業時刻	①の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと。		イ、ロ、ハ、ニ
	②の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと。		
1 日あたりの 作業時間	①の区域	10 時間/日を超えないこと。		イ、ロ
	②の区域	14 時間/日を超えないこと。		
作業期間		連続 6 日を超えないこと。		イ、ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと。		イ、ロ、ハ、ニ、ホ

※①の区域及び②の区域は、区域の区分を参照ください。

適用除外 イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

ハ 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合

ニ 道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合

ホ 変電所の工事であって必要な場合

区域の区分

①の区域及び②の区域は、下表のとおりです。具体的な位置は、兵庫県大気課又は福崎町の担当課の地図で確認してください。なお、都市計画法の区域の目安を下表に示します。

①の区域	騒音規制法に基づく 区域	区域の目安
	第1 種区域	第1 種低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域
	第2 種区域	第1 種中高層住居専用地域、第2 種中高層住居専用地域、第1 種住居地域、第2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	第3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80mの区域	工業地域、工業専用地域
②の区域	①以外の区域	

特定建設作業実施届出書

年 月 日

福 崎 町 長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名

電 話 番 号

□騒音規制法第 14 条第 1 項(第 2 項)
特定建設作業を実施するので、□振動規制法第 14 条第 1 項(第 2 項) の規定により、
□環境の保全と創造に関する条例第 59 条第 1 項(第 2 項)
次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第 2 に規定する機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
				日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審査結果				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 添付書類 工事現場付近見取図、工事工程表、掘削機械の出力を示す書類(カタログ等)、現場内の施設配置図(県条例の届出のみ)

		特定建設作業の種類 (該当する作業の欄に○印をつける)	特定建設作業に使用される 機械の名称、型式及び仕様
騒音に係る作業	騒音規制法	1 くい打、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	
		2 びょう打機を使用する作業	
		3 削岩機を使用する作業	
		4 空気圧縮機を使用する作業	
		5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業	
		6 バックホウ(80 kW以上)を使用する作業	
		7 トラクターショベル(70 kW以上)を 使用する作業	
		8 ブルドーザー(40 kW以上)を使用する作業	
	県条例	1 くい打、くい抜機又はくい打くい抜機を 使用する作業 (アースオーガーと併用して作業する場合)	
		6 ブルドーザー、パワーショベル等 (規制法の6・7・8以外)の掘削機械を 使用する作業	
7 コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の 建物解体作業、又は動力、火薬若しくは 鉄球を使用して行う破壊作業			
振動に係る作業	振動規制法	1 くい打、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	
		2 鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業	
		3 舗装版破碎機を使用する作業	
		4 ブレーカーを使用する作業	
騒音振動の防止の方法			
※建築物等解体・改修工事について 1. アスベストの有無 (無 ・ 非飛散性アスベスト有 ・ 飛散性アスベスト有) 2. 解体建築物の延床面積 () m² 注：飛散性アスベスト有の場合 ……「特定粉じん排出等作業の届出」が必要(県へ) 非飛散性アスベスト有で延床面積が 80 m²以上の場合 ……「特定工作物解体工事等の届出」が必要(県へ)			

*作業開始日の7日より前に届出する必要があります。

届出日を記入

特定建設作業実施届出書

年 月 日

福 崎 町 長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

679-2280

福崎町南田原 3116-1

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇建設株式会社

代表取締役 福崎 太郎

← 押印不要になっています。

担当者氏名 福崎 次郎

電話番号 0790-22-××××

該当する法令に
✓を入れる

☒騒音規制法第14条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、

☐振動規制法第14条第1項(第2項)

の規定により、

☐環境の保全と創造に関する条例第39条第1項(第2項)

次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	福崎町〇〇会館新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	福祉施設 鉄骨造3F建			
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	福崎町△△××番地			
特定建設作業の実施の期間	自	至	△△日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日曜・祝日除く	8時間
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福崎町南田原 3116-1 福崎町〇〇課 電話番号 0790-22-××××			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇建設株式会社 福崎 三郎 電話番号 0790-2□-3210			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福崎町西田原×××× □□土木株式会社 取締役社長 福崎四郎 電話番号 0790-××-6543			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	□□土木株式会社 福崎五郎 電話番号 0790-△△-2109			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審査結果				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 添付書類 工事現場付近見取図、工事工程表、掘削機械の出力を示す書類(カタログ等)、現場内の施設配置図(県条例の届出のみ) P.6

		特定建設作業の種類 (該当する作業の欄に○印をつける)	特定建設作業に使用される 機械の名称、型式及び仕様
騒音に係る作業	騒音規制法	1 くい打、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	
		2 びょう打機を使用する作業	
		○ 3 削岩機を使用する作業	××社製○○式ブレーカーPU60H 1台
		4 空気圧縮機を使用する作業	
		5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業	
		6 バックホウ(80kW以上)を使用する作業	
		7 トラクターショベル(70kW以上)を 使用する作業	
		8 ブルドーザー(40kW以上)を使用する作業	
	県条例	1 くい打、くい抜機又はくい打くい抜機を 使用する作業 (アースオーガーと併用して作業する場合)	
		○ 6 ブルドーザー、パワーショベル等 (規制法の6・7・8以外)の掘削機械を 使用する作業	○○社製バックホウAB-200 50ps 1台
7 コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の 建物解体作業、又は動力、火薬若しくは 鉄球を使用して行う破壊作業			
振動に係る作業	振動規制法	1 くい打、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	
		2 鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業	
		3 舗装版破碎機を使用する作業	
		○ 4 ブレーカーを使用する作業	××社製○○式ブレーカーPU60H 1台
騒音振動の防止の方法		・ 付近住民に工事内容等を説明し、住民の要望を十分に配慮した。 ・ 使用機械はすべて防音・防振型とする。 ・ 防音シートを取り付ける。 ・ エンジンの空ぶかしはしない。 ・ 機械使用時に乱暴な操作を行わない。 解体・改修にかかわる 部分の延床面積を記入 該当する項目に ○印をつける	
※建築物等解体・改修工事について 1. アスベストの有無 (無 ・ 非飛散性アスベスト有 ・ 飛散性アスベスト有) 2. 解体建築物の延床面積 (150) m ² 注：飛散性アスベスト有の場合 …………… 「特定粉じん排出等作業の届出」が必要(県へ) 非飛散性アスベスト有で延床面積が80 m ² 以上の場合 …… 「特定工作物解体工事等の届出」が必要(県へ)			